

情報機器取扱規程

(目的)

第1条

この規程は、公益社団法人日本プロテニス協会（以下「本協会」という）が貸与する情報機器（パソコン、ソフトウェア及び周辺機器を含む。以下「パソコン等」という）の取扱にあたり、遵守すべき事項等について定める。

(摘要範囲)

第2条

本規程は、本協会が貸与したパソコン等を使用する役員、職員等全ての者（利用者という）に適用する。

(情報機器管理責任者)

第3条

本協会における情報機器管理責任者（以下「管理責任者」という）は、原則として事務局長とする。

2. ただし理事長は、この規程に関する全ての業務を遂行するために、他の者を管理責任者として任命することがある。

(遵守事項)

第4条

利用者は、パソコン等の使用について、次に掲げる事項を誠実に遵守しなければならない。

- (1) パソコン等を丁寧に使用し、破損、紛失、盗難等の事態が生じないようにすること
- (2) 重要なデータは必ずバックアップ処理を行う。
- (3) 不正アクセス行為の禁止等の関係法令、著作権法その他の関係法令及び本規程、就業規則をはじめとする本協会の諸規則を遵守すること。
- (4) セキュリティの維持に努め、アップデート等は定期的に行う。
- (5) 自己の重大な過失や故意により機器に損害を与えた場合、それを弁償する。

(禁止事項)

第5条

利用者は、次に掲げる事項を行ってはならない。

- (1) パソコン等を本協会の業務以外の目的で使用する（インターネットの閲覧及び電子メールの送受信を含む）
- (2) 不必要なソフトウェア（ファイル共有ソフトなど）をインストールすること
- (3) 管理責任者の許可を得ることなく、パソコン等を外部に持ち出し、又は関係者

以外の者に使用させること。

- (4) パソコン等に保存されたデータ（送受信した電子メールを含む）を、本協会の許可なく外部に持ち出し（電子メールによる転送を含む）使用し、若しくは消去し、又は業務上の必要性のない第三者に閲覧させ、若しくは提供すること
- (5) 管理責任者の許可を得ることなく、パソコン等のシステムを変更すること
- (6) 管理責任者の許可を得ることなく、パソコン等の本体に対し増設、改造若しくは分解、接続環境の変更をすること
- (7) 管理責任者が保有又は利用権を有しているソフトウェアを複製すること
- (8) 協会から貸与されまたは利用権限を与えられたパソコン等以外の本協会が保有するパソコン等を許可なく使用すること
- (9) 管理責任者の許可を得ることなく、メモリー等の記録媒体を使用すること
- (11) 管理責任者の許可を得ることなく、本協会の保有するパソコン等以外の情報機器を業務に利用すること管理責任者の許可を得ることなく、本協会の保有するパソコン以外の情報機器（USB メモリーなどの外部媒体を含む）を本協会のネットワークに接続しないこと。

（パスワードの管理）

第6条

利用者は、パソコン等の使用に必要な ID 及びパスワードの管理を、責任をもって行い、故意・過失を問わず、それらを第三者に漏洩してはならない。ID 及びパスワードについては、管理責任者及び必要に応じて他の職員にも開示しなければならない。

（データの利用）

第7条

利用者は、本協会の業務を遂行するために必要な範囲内において、本協会が作成するデータを利用する事ができる。ただし、本協会が特定の職員にのみ開示することとしたものについてはこの限りではない。

（データの管理）

第8条

利用者は、内部のデータが外部に漏洩しないよう細心の注意を払うとともに、その秘匿性に応じて、データが保存されたファイルにパスワードを設定する等、適切な方法で管理しなければならない。

（データの引継）

第9条

利用者は、業務の担当変更、休暇、休職又は退職の際、必要に応じて、パソコン等に保存されたデータ及びそれらのパスワードについて、適切に引継ぎをしなければならない。

（モニタリング等）

第 10 条

本協会は、必要に応じて、利用者の同意がなくとも、パソコン等に保存された全てのデータ（送受信した電子メールを含む）の内容を確認し、パソコンを利用者から本協会に返還させ、パソコン及びパソコンに保存されたデータ（送受信した電子メールを含む）を本協会の管理下におくことがある。

（報告）

第 11 条

利用者は、次に掲げる場合には、直ちに管理責任者に報告し、その指示に従わなければならない。

- （1） パソコン等を破損、紛失したとき、又は盗難の被害に遭ったとき
- （2） パスワードが第三者に漏れた可能性があるとき
- （3） パソコン等が正常に作動しなくなったとき
- （4） データの改ざん、抹消、不正使用、無権限者のアクセス、ウィルスの侵入等、または、それらの恐れのある事実を発見したとき

（懲戒処分）

第 12 条

本協会は、本規程に違反した利用者に対して、賞罰規程及び就業規則の定めるところにより懲戒処分を行う。

（誓約書）

第 13 条

利用者は、別途定める様式により、情報機器取扱規程に関する誓約書を本協会に対し提出しなければならない。

（改廃）

第 14 条

この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

<附則>

1. 本規程は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
2. 一部改定 平成 27 年 1 月 23 日（平成 26 年度第 5 回理事会決議－議事資料参照）